

## 判決を受けて

北 三郎

先ほど、東京地方裁判所で、私の請求を棄却する判決が出ました。私の訴えを全く受け入れない判断であり、本当にやりきれない思いでいっぱいです。

14歳の時に、優生手術により子どもを作ることができない身体にされてから、私の人生は、本当につらく、苦しいものでした。国がした手術とは知らなかったのも、ずっと父親を恨み続け、最愛の妻にも真実を告げることができず、子どもができない理由が分からないことで辛い思いをさせてしまいました。私は、国の手術によって、60年以上、苦しみ続けてきました。

私はこの裁判で、「優生手術によって奪われた私の人生を返してほしい」と訴えました。もちろん、手術をなかったことにすることはできません。でも、国が事実としっかり向き合って、責任を取ってくれることで、私も少しは自分の人生を受け入れることができるように思えたのです。

しかし、私の願いは全く届きませんでした。裁判を起こしてから2年間、長い闘いを続けてきました。そして、今日の判決を迎えるまで、亡くなった妻の前でいい報告が出来ること楽しみにしてきました。とても残念です。賠償請求を認めないのなら、私の身体を元に戻して欲しいです。そして、妻との幸せな人生を返して欲しいです。

優生保護法は間違った法律だと思います。人の体を勝手に、子どもをもつことが出来ない体に作り変えることが、許されて良いはずがありません。こんな判決には全く納得が出来ません。

私は、自分だけではなく、全国の被害者の皆さんに声を上げていただきたいという強い思いをもって、この裁判を戦ってきました。この裁判をきっかけにして、優生手術により傷つけられた人々、優生手術に関わった人々が次々と名乗り出てください、当時の実態が明らかとなり、傷を少しでも埋める対応がとられることを心から願っていました。この思いは、今回の判決によっても揺らぐことはありません。

被害者の代表として、私がこの不当な判決に泣き寝入りすることはできません。心の傷を墓場までもっていきたくありません。私は、正義と公平に満ちた裁判がなされ、国に謝ってもらうまで、この裁判を続けます。高等裁判所が、私のような被害者の思いを、当たり前のこととして理解してくれることを心か

ら望みます。